

業務の運営に関する規程

事業所名 知財ワークス株式会社

第1 求人

- 1 本所は、国内全職種に関する限り、いかなる求人の申し込みについてもこれを受理します。ただし、その申し込み内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。
- 2 求人の申し込みは、所定の求人票によってお申し込みください。郵便、ファックス、電子メールのいずれによる申し込みで差し支えありません。
- 3 求人申し込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

第2 求職

- 1 本所は、国内全職種に関する限り、いかなる求職の申し込みについてもこれを受理します。ただし、その申し込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職の申し込みは、弊社の用意するインターネット上の求職内容登録フォームによってお申し込みいただくか、所定の求職票によりお申し込みください。郵便、ファックス、電子メールのいずれによる申し込みで差し支えありません。
- 3 いずれの場合にも、希望の勤務地、仕事の内容、経歴その他希望の条件などを明示したものについて受付し、不明な点がある場合には、本所から申し込み者に確認をとった上で受け付けることとします。

第3 紹介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
- 2 求人の方には、そのご希望に適合する求職者を極力お世話致します。
- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面または電子メールまたはインターネット上のWEBページの使用により明示します。
- 4 いったん求人、求職の申し込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。

- 5 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業または作業閉鎖の行なわれている間は、求人者に紹介を致しません。
- 6 就職が決定しましたら求人された方及び関係雇用主から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4 その他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。
また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様に報告をしてください。
- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所は、求職者又は求人者に対し、その申し込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取り扱いは一切致しません。
- 5 本所の取扱職種の種類等は、国内全職種です。
- 6 本所の業務の運営に関する規程は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

2016年10月1日

代表者 仲田 正利